

『しがぎん』Bizダイレクト外為サービス利用規定

共通規定

第1条(『しがぎん』Biz ダイレクト外為サービス)

1. 内容

『しがぎん』Biz ダイレクト外為サービスとはお客さまがパソコン等によりインターネットを利用して、当行に以下の取引の依頼を行うサービス(以下「本サービス」といいます。)をいいます。なお、各サービスのご利用については後掲の各サービス利用規定により取扱うこととします。

- (1) 外国送金受付サービス
- (2) 信用状取引受付サービス(信用状開設および条件変更)
- (3) 為替予約締結サービス

2. 規定の準用

本規定に定義のない用語および本規定に定めのない事項については、『しがぎん』Biz ダイレクト利用規定により取扱います。

3. 利用対象者

『しがぎん』Bizダイレクトをご契約のお客さま。

4. 申込書の届出

お客さまは本サービスの利用に際しては、本規定および『しがぎん』Bizダイレクト利用規定を始めとする関連諸規定の内容を承諾のうえ、『しがぎん』Bizダイレクト外為サービス利用申込書兼口座振替依頼書(以下「申込書」といいます。)を当行所定の方法により届出てください。加えて、為替予約締結サービスについては、別途、為替予約締結サービス利用規定第1条3項に記載の申込書の届出が必要です。

第2条(サービス利用者)

1. 外為サービス利用権限

本サービスのサービス利用者の管理については、『しがぎん』Bizダイレクトと共通となります。ただし、サービス利用者が保有する利用権限については、本サービス利用権限に限り、その権限の内容を変更することができます。

2. 登録内容の変更

サービス利用者およびサービス利用者に関する登録内容の変更は、サービス利用者が当行所定の方法により行なってください。当行は、変更登録作業完了までの間、サービス利用者に関する変更がないものと見なすことができるものとし、万一、これによってお客さまに損害が生じた場合でも、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当行は責任を負いません。

第3条(届出事項および届出内容の変更)

1. 申込代表口座お取引店および利用口座の届出

お客さまは本サービスの利用申込時に、次のお取引店および利用口座を当行所定の書面により届出てください。

(1) 申込代表口座お取引店

外国為替取引を取扱う窓口となり、計算書の交付を行う次の当行本支店。

① 外国送金受付サービスを利用される場合

円貨代り金引落口座および外貨代り金引落口座が存在する当行本支店としてください。

② 信用状取引受付サービスを利用される場合

信用状取引約定書、その他信用状取引関連契約書を取り交わした当行本支店としてください。

(2) 利用口座

① 円貨代り金引落口座

外国送金受付サービスにおける外国送金の円貨代り金、および外国送金に係る手数料をお引落しさせていただく円貨口座。契約者名義の当座預金もしくは普通預金のいずれか1口座を指定可能とします。

② 外貨代り金引落口座

外国送金受付サービスにおいて、外国送金の外貨代り金をお引落しさせていただく外貨口座。契約者名義の

外貨普通預金口座で、各通貨毎に1口座のみを指定可能とします。

2. 英文社名および英文住所の届出

お客さまは本サービスの利用申込時に、英文社名および英文住所を当行所定の書面により届出てください。

3. 届出内容の変更等

(1) ご利用口座(申込代表口座を除く)の追加・削除および英文社名、英文住所の変更については、当行所定の書面により届出てください。

(2) 申込代表口座の変更については、『しがぎん』Bizダイレクト契約の申込代表口座の変更と同時に、当行所定の書面により届出てください。

第4条(取引内容の確認)

1. お客さまは本サービスによる取引について、取引が成立していること(取引内容)をパソコン等から確認するとともに、各預金通帳への記帳、当座勘定照合表等による確認、または各サービス利用規定に記載の取引内容確認方法により、速やかに取引内容を確認してください。万一、取引内容、預金残高等に相違がある場合は、直ちにその旨を当行に連絡してください。

2. 当行は本サービスによる取引の依頼を受領した場合(為替予約締結サービスにおいては取引が成立した場合)、その事実を電子メールにて届出のあるメールアドレス宛に通知しますので、直ちに取引内容を確認してください。なお、メールアドレスの届出のない場合、届出メールアドレスに誤りがある場合等、当行の責めに帰すべき事由によらない不着の場合でも、通常到達すべき時に到達したものとします。

第5条(利用手数料)

本サービスの利用にあたっては、以下の各種手数料をいただきます。この場合、当行は当該手数料を各種預金規定にかかわらず、預金通帳および預金払戻請求書・当座小切手等の提出を受けることなく引落すものとします。

1. 基本手数料

本サービスの利用にあたり、『しがぎん』Bizダイレクトの基本手数料(消費税を含みます)に加えて必要となる、当行が定める本サービスの月額手数料(消費税を含みます)。

2. 外国送金受付サービスにかかる手数料

(1) 1項の基本手数料とは別に、本サービスにより外国送金を取組む場合に要する、当行所定の仕向外国送金手数料。

(2) 一度、取組んだ外国送金についての変更・組戻・取消などの場合に要する、当行所定の手数料。

3. 信用状取引受付サービスにかかる手数料

1項の基本手数料とは別に、本サービスにより信用状取引を行う場合に要する、当行所定の輸入信用状関係手数料。

第6条(解約等)

1. 解約

本サービスの契約は、当事者の一方の都合で、いつでも解約できるものとします。但し、お客さまから当行への解約の届出は当行所定の書面によるものとします。

2. 次の事項が発生した場合、本サービスは解約されたものとみなします。なお、お客さまから当行への解約の届出は、当行の解約処理が完了した後に有効となります。また、解約処理完了前に生じた損害について、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当行は責任を負いません。

(1) 申込代表口座が解約された場合

(2) 『しがぎん』Bizダイレクト契約が解約された場合

(3) 外国送金円貨代り金引落口座が解約された場合

(4) 外国送金外貨代り金引落口座が解約された場合

3. 当行からの解約通知

当行の都合により本サービスを解約する場合は、当行への届出住所あてに解約通知を行います。その届出住所が事実と相違する場合など、当行の責めに帰すべき事由によらずにお客さまに到着しなかったとき、または延着し

たときは、通常到着すべき時に到着したものとみなします。

第7条(本規定の変更)

当行は本規定の内容を変更日の1か月前までに当行のホームページに掲載することにより、任意に変更できるものとします。変更日以降は変更後の内容に従い取扱うものとします。当行の任意の変更によって損害が生じた場合であっても、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当行は責任を負いません。

外国送金受付サービス利用規定

第1条(外国送金受付サービス)

1. 内容

外国送金受付サービスは、パソコン等によるお客さまからの依頼に基づき、当行がお客さまの本人確認をした後に仕向外国送金の受付を行うサービスです。当行は、依頼内容を確認後、外国送金指定日に外国送金円貨代り金引落口座／外貨代り金引落口座より対価金額を引落しのうえ、お客さまが指定する他の金融機関の口座、または当行本支店の口座へ外国送金を行います。

2. 外国送金取引規定の準用

本規定に定義のない用語および本規定に定めのない事項については、別に定める「外国送金取引規定」により取扱います。

第2条(外国送金指定日)

1. 外国送金指定日(以下「送金日」といいます。)は、銀行窓口営業日(以下「営業日」といいます。)とします。
2. 過去の送金日を指定した依頼を頂いた場合は、『しがぎん』Bizダイレクト利用規定共通規定第7条「取引の依頼」に定める方法により依頼内容が確定した日を送金日とします。

第3条(各種締切時間)

外国送金受付サービスには以下の締切時間が存在します。

1. 当日発電締切時間

- (1) 関係銀行に対する支払指図の発信を送金日当日中に行う締切時間。
- (2) 本締切時間内に取引内容が確定しない場合、支払指図の発信は翌営業日とします。

2. 資金引落締切時間

- (1) 代り金の引落を送金日中に行う締切時間。本締切時間までの間に円貨への換算を要する取引を取扱う場合は、送金日のTTS:当行公示電信売相場を基準に対価額を計算します。
- (2) 本締切時間内に取引内容が確定しない場合は、代り金の引落しを翌営業日とし、かつ、円貨への換算を要する取引を取扱う場合は、翌営業日のTTS:当行公示電信売相場を基準に対価額を計算します。

3. 締切時間の変更

当行は変更日の1か月前までに当行のホームページに掲載することにより、各種締切時間を変更することがあります。

第4条(資金の引落)

依頼内容が確定した後、当行は外国送金代り金を、円貨代り金引落口座または外貨代り金引落口座より、各種預金規定に関わらず預金通帳および預金払戻請求書・当座小切手等の提出を受けることなく引落すこととします。

第5条(外国送金の成立)

1. 外国送金は第4条により当行が外国送金代り金を引落した時に成立するものとします。
2. 以下の場合、外国送金は成立しないものとします。このために生じた損害については、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当行は責任を負いません。
 - (1) 残高不足その他、何らかの理由により外国送金代り金および各種手数料が引落しできなかった場合。
 - (2) 円貨代り金引落口座もしくは外貨代り金引落口座が解約済の場合。
 - (3) 指定された為替予約が使用できない場合。または依頼内容に適合しない場合。
 - (4) 依頼内容に不明瞭な点があり、その内容を当行が確認できなかった場合。

- (5) 依頼内容が各種法律および当局規制等に抵触する場合。
- (6) その他の理由により送金の手続きができない場合。

第6条(取引内容の確認)

共通規定第4条による確認を実施するとともに、「仕向外国送金計算書」を取引指定日の翌営業日以降に外国為替お取引店の窓口にて交付いたしますので、速やかに取引内容を確認してください。

万一、取引内容に相違がある場合は、直ちにその旨を当行に連絡してください。

第7条(支払銀行・受取人口座番号等の取扱)

支払銀行・受取人口座番号その他の項目について、当行は一切の確認を行わず、お客さまの依頼内容のまま処理します。また、当行はこのために生じた損害について、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、責任を負いません。

第8条(個人情報の取扱について)

「テロ資金供与に関するFATF 特別勧告」遵守の観点から、送金依頼の実行にあたり送金依頼人の個人情報を関係銀行に伝達すること等、外国送金取引規定第5条第2項に規定された取扱を致します。

第9条(書類の提出)

外国為替法等の各種法令に関する当局あて書類等の提出を要する場合、お客さまは速やかに当行あてに当該書類を提出することとします。

第10条(外国送金の訂正・組戻)

1. 外国送金の訂正・組戻(外国送金の取消)をする場合は、当行所定の方法により当行に依頼してください。この場合、当行所定の訂正依頼手数料、組戻手数料をいただきます。なお、当行への連絡の時期によっては、訂正や組戻ができないことがあります。

2. 組戻により、関係銀行から送金資金が返却された場合には、当該資金を引落した口座に入金します。この場合、送金手数料は返却いたしません。また、円貨への換算を要する場合は、処理日の当行公示相場を基準に対価額を計算します。

3. 関係銀行が既に支払指図を受信している場合には、組戻できない場合があります。この場合にはお客さまが受取人との間で協議してください。

第11条(送金依頼内容の照会と送金資金の返却)

1. お客さまの依頼に基づき当行が関係銀行に発信した外国送金について、関係銀行から当行に対し照会があった場合は、当行からお客さまに照会することがあります。この場合、速やかにご回答ください。当行からの照会に対して相当期間に回答がない場合、または回答内容が不適切であった場合、もしくは不在、転居等により当行からお客さまに電話連絡ができなかった場合は、これによって生じた損害について、当行に責めに帰すべき事由がある場合を除き、当行は責任を負いません。

2. 送金先の口座がない等の事由により関係銀行から送金資金が返却された場合および当行が指定する期間内に照会に対する回答がない場合は、当行は当該送金資金を引落した口座に入金します。この場合、送金手数料は返却しません。また、円貨への換算を要する場合は、処理日の当行公示相場を基準に対価額を計算します。

信用状取引受付サービス利用規定

第1条(信用状取引受付サービス)

1. 内容

信用状取引受付サービスは、パソコン等によるお客さまからの依頼に基づき、当行がお客さまの本人確認を行った後に信用状取引の受付を行うサービスです。当行は、依頼内容の確認、各種審査、依頼内容の発信など信用状取引に関する手続き(以下「信用状手続き」といいます。)を行います。

2. 信用状取引約定書の準用

本規定に定義のない用語および本規定に定めのない事項については、別に契約を取り交わした「信用状取引約

定書」その他の契約により取扱います。

3. 利用対象者

事前に「信用状取引約定書」その他信用状関係契約書を取り交わしたお客さま。

第2条(信用状開設希望日)

1. 信用状開設希望日(以下「依頼日」といいます。)は、銀行窓口営業日(以下「営業日」といいます。)とします。
2. 過去の依頼日を指定した依頼を頂いた場合は、『しがぎん』Bizダイレクト利用規定共通規定第7条「取引の依頼」に定める方法により依頼内容が確定した日を依頼日とします。

第3条(各種締切時間)

信用状取引受付サービスには以下の締切時間が存在します。

1. 当日発電締切時間

- (1) 通知銀行に対する信用状取引内容の発信を当日中に取扱う締切時間。
- (2) 本締切時間内に取引内容が確定しない場合は、信用状取引の発信を翌営業日に行います。

2. 当日受付締切時間

- (1) 信用状番号の採番および各種手数料の引落しを依頼日当日中に行う締切時間。依頼日のTTS: 当行公示電信売相場を基準に手数料を計算します。
- (2) 本取引時間内に取引が確定しない場合は、信用状番号の採番および各種手数料の引落しは翌営業日とし、かつ、翌営業日のTTS: 当行公示電信売相場を基準に手数料を計算します。

3. 審査

当行は、お客さまの依頼に基づき、外国為替お取引店にて各種審査を行います。審査通過後に信用状取引の手続きを致しますので、依頼日に電文を発信できない場合があります。また、審査の結果によっては、ご依頼いただいた信用状取引のお取扱いができない場合がありますので、予めご了承ください。

4. 締切時間の変更

当行は変更日の1か月前までに当行のホームページに掲示することで、各種締切時間を変更することがあります。

第4条(信用状取引の成立)

1. 信用状取引は『しがぎん』Bizダイレクト利用規定共通規定第7条「取引の依頼」に定める方法により依頼内容が確定し、その後の当行の信用状手続きが完了した時に成立するものとします。
2. 以下の場合、信用状取引は成立しないものとします。このために生じた損害について、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当行は責任を負いません。
 - (1) 事前に「信用状取引約定書」その他信用状関係契約書を交わしていない場合。
 - (2) 当行の信用状手続きの結果、当行が信用状取引を行わないと決定した場合。
 - (3) 残高不足、口座解約などの理由により、当行所定の手数料の引落しができなかった場合。
 - (4) 依頼内容に不明瞭な点があり、その内容を当行が確認できなかった場合。
 - (5) 依頼内容が各種法律および当局規制等に抵触する場合。
 - (6) その他の理由により信用状手続きができない場合。

第5条(取引内容の確認)

共通規定第4条による確認を実施するとともに、「コンファメーション」を取引指定日の翌営業日以降に外国為替お取引店の窓口にて交付いたしますので、速やかに取引内容を確認してください。万一、取引内容に相違がある場合は、直ちにその旨を当行に連絡してください。

第6条(申込内容)

通知銀行その他の項目について、当行は一切の確認を行わず、お客さまの依頼内容のまま処理します。また、このために生じた損害について、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当行は責任を負いません。

第7条(書類の提出)

外国為替法等の各種法令に関する当局あて書類等の提出を要する場合、お客さまは速やかに当行あてに当該書類を提出することとします。

第8条(変更・取消)

当行の手続きが完了した後は、信用状開設または条件変更の訂正・取消はできません。

為替予約締結サービス利用規定

第1条(為替予約締結サービス)

1. 内容

為替予約締結サービスは、パソコン等によるお客さまからの依頼に基づき、為替予約の締結を行うサービスです。

2. 準拠法規等

為替予約締結サービスによる為替予約取引の締結等は、金融商品取引法第2条22項1号に定める取引には該当しません。また、本規定に定めのない事項については、お客さまが当行宛に別途差し入れている「外国為替取引約定書」の各条項、および「銀行取引約定書」の各条項に従うものとします。

3. 申込書の届出

為替予約締結サービスの利用には共通規定第1条4項による申込書の届出に加えて、「為替予約締結サービス利用/変更申込書兼取引担当者届」を届出てください。

4. 利用対象者

事前に「外国為替取引約定書」を取り交わし、所定の手続きが完了したお客さま。

第2条(取扱上限額の制限)

当行は、為替予約締結サービスを利用する為替予約取引において、一時点における為替予約取引残高合計金額(未実行の為替予約取引にかかる為替予約額の合計金額。)について、取扱上限額を定めることとし、当該取扱上限額を超える場合にはお客さまは為替予約取引の締結ができません。なお、当行は、取扱上限額をいつでも変更できるものとします。

第3条(予約可能残高)

お客さまが為替予約の締結依頼をする時点での予約可能残高は取扱上限額から前営業日終了時点での為替予約残高および当日締結した為替予約残高を差し引いたものとします。なお、当日使用した為替予約の金額は翌日に反映されます。

第4条(受渡期間)

為替予約締結サービスを利用して締結した為替予約取引における受渡期間は、当行が定める期間とします。為替予約締結日当日を受渡期間に含めることはできません。

第5条(取引の成立)

1. 為替予約締結サービスでは、当行は、当行所定の方法で計算した取引可能相場をお客さまに提示し、お客さまはその内容を自己の責任と計算において確認のうえ、取引の締結または中止を当行に通知します。

お客さまによる取引の締結通知が当行所定の時間内に到着し、当行がこの通知を承諾した時点で該当の為替予約取引が成立するものとします。

2. 以下の場合、取引を行わないものとします。このために生じた損害について、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当行は責任を負いません。

(1) 与信判断等により為替予約取引の締結を行わないと当行が決定した場合。

(2) 為替予約締結サービスによる依頼が当行所定の取扱日、および利用時間の範囲を超える場合。

(3) ご依頼の予約の残高合計額が当行の定める為替予約の取扱上限額を超える場合(当行における処理の関係

- 上、当行処理のタイムラグによりデータ反映が遅れ、取扱上限額を超える場合を含みます。)
- (4) 為替予約締結サービスによる締結依頼内容が明らかに誤っていると当行が判断した場合。
 - (5) お客様から代表口座の支払停止の届出があり、それに基づき当行が所定の手続を行った場合。
 - (6) 外国為替市場等に急激な変化が生じた場合など、当行が為替予約締結サービスによる取引を行わないと決定した場合。
 - (7) その他、当行において為替予約締結サービスによる取引を行うことが適切でないと判断した場合。

第6条(取引内容の確認)

1. 為替予約締結サービスを利用して締結された為替予約取引について、お客さまは「外国為替取引約定書VI外国為替予約取引約定」第4条1項に記載の「予約締結票」による確認方法ではなく、使用いただいているパソコン等から速やかに取引内容の確認を行うものとします。お客さまが確認を行わなかった場合においても、第5条1項により成立した為替予約取引に何ら影響を及ぼすものではありません

2. お客さまは、為替予約締結サービスにより為替予約取引が成立した後、取引内容の確認を行い、取引内容に関し不一致を見つけた場合は直ちに当行に連絡するものとします。ただし、この連絡は後述の第7条に何ら影響するものではありません。

3. 為替予約取引の内容確認が行われないまま受渡期日を迎えた為替予約取引について、別途、お客さまの指示に基づき当該為替予約取引が実行された場合は、お客さまによる確認が行われたものとみなします。お客さまと当行の間で取引内容について疑義が生じた場合には、当行が保持する電磁的記録等の記録内容を正当なものとして取扱います。

第7条(変更・取消)

第5条1項により為替予約取引が成立した時点以降は、お客さまは、当該為替予約取引の内容変更・取消はできないものとします。当行がやむを得ないものと認めて、成立した為替予約取引の内容変更・取消を承諾する場合でも、お客さまは為替予約締結サービスを利用して内容変更・取消を依頼することはできません。当行は、当行所定の方法でお客さまから依頼を受け、内容変更・取消を行った際に発生した費用を受け入れたうえで、その手続を行うものとします。

第8条(システム障害)

当行の責めに帰すべき事由でシステム障害等が発生し、お客さまが為替予約締結サービスをご利用できなくなった場合、お客さまが当行に電話する方法で為替予約を約定できるものとします。

第9条(取引照会)

為替予約締結サービスで提供される取引照会は為替予約締結サービスで行った取引のみ表示されます。また、取引照会では締結時の取引内容が表示されます(照会日時点の内容ではありません)。

第10条(解約)

1. 為替予約締結サービスは当事者一方の都合で、いつでも解約できるものとします。但し、お客さまから当行への解約申込は当行所定の書面によるものとします。また、当行の都合により本サービスを解約する場合は、当行への届出住所あてに解約通知を行います。万が一、その届出住所が事実と相違する場合など、当行の責めに帰すべき事由によらずに当該解約通知がお客さまに到着しなかったとき、または延着したときは、通常到着すべき時に到着したものとみなします。

2. 共通規定第6条により「しがぎん」Bizダイレクト外為サービスが解約された場合、本サービスも同時に解約されるものとします

以上